

氏名(本籍)	まえ 前	だ 田	やすし 泰	(和歌山県)
学位の種類	法学博士			
学位記番号	博甲第266号			
学位授与年月日	昭和60年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当			
審査研究科	社会科学研究科 法学専攻			
学位論文題目	英米養子法における同意免除事由 —身分行為における意思主義の限界—			
主査	筑波大学教授	木下	明	
副査	筑波大学教授	島十	四郎	
副査	筑波大学教授	阿部	徹	

論文の要旨

(1)本論文は、わが国の身分法理論として、身分行為においては本人の意思が尊重されるという意思主義が支配的であるが、少なくとも未成熟子を養子とする代諾縁組については再検討が必要ではないか、という問題意識を基として、実親の意思表示たる代諾の性質を検討するために比較法的考察を試みたものである。その内容は、第1章「序」、第2章「イギリス養子法における同意免除事由」、第3章「アメリカ養子法における同意免除事由」、第4章「英米養子法からの示唆」から成る。

(2)第1章では、問題の所在として意思主義原則の適用範囲がかなり狭いことを具体的に指摘し、代諾縁組の成立に要求される法定代理人の意思表示にいかなる意味を認めるべきかを検討課題とすることを挙げ、この場合に世界各国養子法の動向を検討する必要性を指摘する。次に、世界各国の養子法は大別して20世紀になって創設された創設型と、古くから存在し、その内容を現代型に変化させてきた変化型とがあるが、変化型に属するわが国養子法の再検討のためには、まず創設型と対比していくことが適当であるとして、その代表である英米法を検討する理由を論述する。

(3)第2章では、まず、わが国におけるイギリス養子法研究の現況を明らかにし、先学の業績を踏まえたうえで、その研究をさらに前進させるうえで、本論文では判例を收集整理し分析するとの立場を明らかにし、養親子関係設定に際して実親の意思(同意)がどのように扱われるかを判例によって具体的に見ていくことが本論文のために参考になるという視点から、同意免除に係るすべての判例を挙げ、その変遷に対応して整理し分析している。

(4)第3章では、アメリカ養子法を紹介し、検討する。アメリカ合衆国は50余の法域に分かれ、それぞれ異なる養子法を有し、その統一的把握は困難であり、わが国のみならずアメリカにおいてす

ら、その研究は立ち遅れていることから、本論文の目的に則して、イギリス養子法と基調を同じくするアリゾナ州・コロンビア特別区およびヴァージニア州の3法域の養子法について、それぞれの養子法を概説したうえで、前章にならって、各法域ごとに同意免除係る全判例を集めてこれを紹介し、整理し、分析を試みている。

(5)第4章では、前2章で検討した結果得られたわが国養子法への示唆をとりまとめ、次に、わが国代諾養子縁組における代諾の性質についての従来の見解を整理し、これらに対する疑問を提示して、代諾は代理ではなく、親権移転に対する親自身の意思表示すなわち同意と解すべきではないかとの前田氏の見解を提示し、今後の課題を述べて結んでいる。

審 査 の 要 旨

(1)本論文は、かねてより問題が多く、その立法的解決をめぐる法制審議会や私法学会においても種々論議が行われているわが国養子法について、子の福祉実現のための近代養子法に発展させるために、また、現行養子法をその方向に向けて運用していくための解釈論を構築していくために、諸外国における多様かつ歴史的に変遷を重ねてきている養子法を研究し、そこからわが国養子法の進むべき方向を見いだすべく、まずわが国と法体系を異にするものの、近代養子法のモデルともなっているイギリス養子法について、次いではわが国で研究の立ち遅れているアメリカ養子法について、養親子関係の成立に必要とされる実親の同意が時に免除される場合の取扱いを、制定法だけでは明らかになしえない点を広く判例を渉猟検討して明らかにし、そこからわが国の代諾養子縁組について学ぶべき点は何かを探ろうとしたもので、これまでのわが国の研究業績を十分に踏まえ、英米の文献や原資料を駆使して、これを数段前進させる貴重な労作と評価することができる。

(2)難を言えば、これまでの研究業績によって明らかにされたこととの重複を避けるあまり説明不足の面が見られ、また、わが国養子法における代諾の性質論に未熟な点もみられるが、本論文の中核をなす英米養子法について、法体系を異にし理解の困難なものであるにもかかわらず、原資料をも広く渉猟し、丹念に目を通し、これらを消化して、研究目的に添うて体系化して紹介している点は、比較法学の発展にとっても貴重な貢献をなしたものであるといえる。

(3)総じて言えば、わが国家族法学において、養子法分野で研究の立ち遅れを示している比較法的研究の補強をしたうえで、わが国家族法理論の進展を意図したものであり、本論文はその第一段階の貴重な成果であり、今後その目的達成のために比較法の対象を広げ、より豊かな研究成果を挙げうるものと期待される。

よって、著者は法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものとみとめる。